

別紙

諮問第1118号

答 申

1 審査会の結論

本件各不開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求1及び2に対し、警視總監（以下「実施機関」という。）が令和5年11月8日及び同月9日付けで行った不存在を理由とする本件各不開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各不開示決定は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年8月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年5月15日に実施機関から理由説明書を、同年6月12日に審査請求人から意見書を收受し、同年6月24日（第202回第三部会）及び同年7月29日（第203回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 実施機関における郵送による文書等の收受方法について

実施機関における郵送による文書等の收受方法については、「警視庁公文書管理規程」（平成13年3月21日付訓令甲第6号）に規定されており、同規程8条2項には、送達された公文書が書留郵便物又は配達記録をする郵便物であった場合は、「書留郵便物等交付簿」に所要事項を記載した上、主管の部署に配布しなければならない旨定められている。

また、同規程9条2項には、送達された公文書の配布を受けた者は、公文書の收受、登録等の業務を処理する文書管理総合システムに所要事項を登録して收受番号を取得した後、当該送達された公文書に「受付印」を押印し、收受番号を記載して收受の経過を明らかにするものとする旨定められている。

イ 実施機関における広聴事案の処理手続について

実施機関における広聴事案の処理手続については、「広聴事案の処理手続に関する規程」（平成13年東京都公安委員会規程第3号）及び「広聴事案の処理手続に関する規程の運用について」（平成13年5月31日通達甲（副監．総．広．聴1）第16号。以下「広聴処理通達」という。）により定められている。

同通達第2、4（2）には、警察署に文書による苦情以外の広聴事案の申出があった場合、当該警察署で受理するものとし、受理者は取扱責任者（警察署にあっては副署長又は次長）に報告した後、「広聴処理一覧簿」に所要事項を記載するとともに、当該広聴事案の概要を「広聴（苦情以外）処理票」（以下「広聴処理票」という。）に記載しなければならないとされ、報告を受けた取扱責任者は、所属長に報告する旨定められている。

また、同通達第2、4（4）には、広聴事案の処理結果について、申出者が通知（回答）を求めていると認められるとき又は実施機関が通知を要しないと認めたとき等について、通知をしないことができる旨定められている。

ウ 本件各不開示決定の妥当性について

（ア）本件請求個人情報1に係る不開示決定について

本件開示請求1の趣旨は、審査請求人が特定警察署に送付した特定封筒郵便物（以下「本件郵便物」という。）が、返送されたことに係る経過等が記載された文

書に記録された個人情報の開示を求めるものである。

実施機関は、書留郵便物等交付簿を含め、審査請求人が送付したとする本件郵便物を収受した記録及び本件郵便物の返送に関する公文書を検索したが、いずれも存在しないと説明する。

審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件郵便物は特定警察署への配達時に、受領せず返送したため書留郵便物等交付簿及び文書管理総合システムの記録は存在しておらず、また審査請求人に係る生活相談処理結果表の添付書類その他広聴処理通達で定められた広聴処理一覧簿及び広聴処理票についても確認をしたが、本件郵便物の受理及び返送に関する記録は存在しなかったとのことである。

これらを踏まえると、本件請求個人情報 1 が存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在をうかがわせるに足りる特段の事情も認められないことから、本件請求個人情報 1 について、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

(イ) 本件請求個人情報 2 に係る不開示決定について

本件開示請求 2 の趣旨は、審査請求人が特定警察署に手紙を送付した件で作成された 4 件の広聴処理票（以下「本件広聴処理票」という。）について、その処理結果を「申出者への回答は省略」とした経過等が記載された文書に記録された個人情報の開示を求めるものである。

実施機関は、広聴処理票の処理結果欄は、苦情以外の広聴事案に対する調査等の結果を当該広聴事案の申出者に対して通知した結果等を記載する欄であるところ、本件広聴処理票に係る内容はいずれも通知（回答）を要しないと判断されたものであり、広聴処理通達に則って申出者への回答は省略とした経過と判断を記載した文書を広聴処理票以外に作成することは、広聴事案の処理手続上求められておらず、本件請求個人情報 2 が記録されている公文書は作成していない旨説明する。

審査会が本件広聴処理票を見分したところ、審査請求人から送付された手紙の内容はいずれも謝辞や近況報告等であり、処理結果の通知を要しないと認められるときに当たるとして申出者への回答は省略したとの実施機関の説明に不自然、

不合理な点は認められない。また、広聴処理通達においては本件広聴処理票のほかに、当該広聴処理に係る経過、判断等を記した公文書の作成を必要とする規定は存在しない。

これらを踏まえると、本件請求個人情報2が存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在をうかがわせるに足りる特段の事情も認められないことから、本件請求個人情報2について、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表 本件各不開示決定

本件開示請求 (本件請求個人情報)		不開示（不存在）の理由
1	私が、〇〇警察署に送付したレターパック（令和〇年〇月〇日付の手紙を在中したもの）について、生活安全課において返送を指示した経過と判断の記録文書（受理番号〇〇－〇〇－生安－〇〇号の生活安全相談処理結果表を除く。）	本件開示請求1に係る保有個人情報が記録された公文書は、作成しておらず、存在しません。
2	私が、手紙を送付した件で作成された広聴処理票（受理番号〇〇〇号、〇号、〇号、〇号）について、処理結果で「申出者への回答は省略」とした経過と判断の記録文書（当該広聴処理票を除く。）	本件開示請求2に係る保有個人情報が記録された公文書は、作成しておらず、存在しません。